

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	2	担当課	経営支援課		
法令名	貸金業法	根拠条項	第3条第2項 第6条第1項	許認可等 の内容	貸金業の登録の更新
<p>(登録)</p> <p><b>第三条</b> 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p><b>第六条</b> 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第二号から第四号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。)の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)</p> <p>四 禁錮(二)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（申請に対する処分関係）

			資料番号		担当課	
法令名	貸金業法	根拠条項	第3条第2項 第6条第1項	許認可等 の内容	貸金業の登録の更新	
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）						
七 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者						
八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの						
九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの						
イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者						
ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者						
十 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの						
イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者						
ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者						
十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者						
十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者						
十三 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者						
十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）						
十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者						
十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者						